

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償の額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和5年7月28日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 相手方 南風原町字神里在住 個人
- 3 事故の概要 令和5年5月3日、粗大ごみ回収のため字神里の該当者宅へ向かったが途中で経路を間違えたことに気づいたため、南風原町字神里地内の個人宅の門前で車をUターンしようとしてバックしたところ門に車両右後方が接触し門の一部と車両が損傷した。
- 4 損害賠償額 44,000円